

岩手県犯罪被害者等支援計画(素案)の概要

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の趣旨・位置づけ
犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的な支援施策等を示すもの
- 基本的な考え方
犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、条例に定める基本理念により支援を推進
 - ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重
 - ② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援と二次被害への配慮
 - ③ 途切れることのない必要な支援の提供
 - ④ 関係機関・団体の相互連携及び協力
- 計画の期間
令和7年度から10年度（4か年）
- 意見の反映・進行管理
計画に基づき実施した支援施策の状況を毎年度公表
審議会において取組の点検、検証を行い、必要に応じて見直し

第2章 犯罪被害者等の現状等

- 県内における犯罪の現状
- 相談の受理状況
- 犯罪被害者等が抱える問題、支援の必要性

第3章 施策推進の考え方

- 1 施策体系（4つの「施策の柱」）
- 2 推進体制
庁内各部局、市町村、関係団体等が、目指すべき姿を共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互連携・協力を図りながら施策を推進

第4章 具体的施策

施策の柱Ⅰ 総合的支援体制の整備・充実

- 1 総合的支援体制の強化
- 2 相談及び情報の提供
- 3 市町村における支援体制の充実
- 4 民間支援団体の活動支援
- 5 人材の育成
- 6 支援従事者の二次受傷防止
- 7 個人情報の管理の徹底に向けた取組

施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 心身に受けた影響からの回復
- 2 安全の確保
- 3 保護・捜査過程における配慮
- 4 二次被害を受けた方への支援

施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等

- 1 損害賠償の請求等に関する周知
- 2 経済的負担の軽減
- 3 居住の安定
- 4 雇用の安定

施策の柱Ⅳ 県民の理解の増進と配慮

- 1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発
- 2 二次被害の防止に関する広報・啓発

